

## (仮称)中野区子どもの権利に関する条例の検討状況について

(仮称)中野区子どもの権利に関する条例について、中野区子どもの権利擁護推進審議会の答申を踏まえ検討を進めているところであり、以下のとおり検討状況を報告する。

### 1 条例の目的

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、区に関わる全ての人が子どもの権利の理念を共有し、それぞれの生活及び活動に生かすことにより、その権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進する。

### 2 条例の構成(案)

- 分かりやすい用語の使用、「です・ます調」での記載など、子どもに理解しやすい表記に努める。
- 前文を設けて、条例の基本的な考え方、子どもに対するメッセージなどを規定する。
- 条約の一般原則を基本理念として規定した上で、子どもの生活場面において重要となる事項を規定するとともに、区、区民、事業者及び育ち学ぶ施設等の責務を規定する。
- 子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子ども会議の開催など子どもの意見表明・参加などに関して規定する。
- 子どもの権利の相談及び救済のため、(仮称)子どもの権利救済委員の設置などに関して規定する。
- 子ども施策の推進及び検証のため、推進計画の策定とともに、(仮称)子どもの権利委員会を設置し、計画及び施策の検証を行うことなどに関して規定する。

### 3 普及啓発事業(講演会)の実施

#### (1) 目的

子どもの権利に関する講演会(オンライン)を実施し、子どもの権利の理解促進及び子どもの権利保障の気運醸成を図る。

(2) 日時

令和3年8月23日(月) 午前10時から11時半

(3) 内容・講師

「子どもの権利を考える～子どもにやさしいまちづくり～」

東京経済大学現代法学部教授 野村 武司 氏

(元中野区子どもの権利擁護推進審議会会長)

(4) 対象

区内在住・在勤・在学の方

4 今後のスケジュール(予定)

令和3年 8月下旬 条例の考え方(骨子)の決定

// 10月 第3回定例会に審議会条例を廃止する条例提案

条例の考え方の決定

意見交換会の実施

// 12月 条例案に盛り込むべき事項の決定

パブリック・コメント手続の実施

令和4年 2月 第1回定例会に条例提案